

【新旧対照表】

《 マイナポイント事業に関する特約(マイナンバーカードの取得) 》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

現行	改定後	備考
<p>第1条(目的)</p> <p>1. 本特約は、マイナポイントの活用により、消費の活性化、生活の質の向上、マイナンバーカードの普及促進および官民キャッシュレス決済基盤の構築を行うことを目的とするマイナポイント事業(以下「本事業」といいます。)に関して、マイナポイントの付与の条件、方法等、利用者が選択した対象キャッシュレス決済サービスを提供する対象決済事業者が利用者に対してマイナポイントの付与に係るサービス(以下「本サービス」といいます。)の提供を行うにあたっての基本的事項を定めることを目的とするものです。</p>	<p>第1条(目的)</p> <p>1. 本特約は、マイナポイントの活用により、消費の活性化、生活の質の向上、マイナンバーカードの普及促進および官民キャッシュレス決済基盤の構築を行うことを目的とするマイナポイント事業(以下「本事業」といいます。)に関して、<u>マイナンバーカードを取得した際の</u>マイナポイントの付与の条件、方法等、利用者が選択した対象キャッシュレス決済サービスを提供する対象決済事業者が利用者に対してマイナポイントの付与に係るサービス(以下「本サービス」といいます。)の提供を行うにあたっての基本的事項を定めることを目的とするものです。</p>	<p>【改定】</p> <p>3本の特約を差別化するため</p>
<p>第2条(定義)</p> <p>(6)「事務局」とは、国(<u>総務省</u>)が指定する本事業を運営する法人(原則として、<u>2022年3月31日までは</u>一般社団法人環境共創イニシアチブ事務局、<u>2022年4月1日以降は</u>一般社団法人キャッシュレス推進協議会)をいいます。</p> <p>(7)「国等」とは、国(<u>総務省</u>)および事務局を総称していいます。</p>	<p>第2条(定義)</p> <p>(6)「事務局」とは、国が指定する本事業を運営する法人(原則として、一般社団法人環境共創イニシアチブ事務局<u>または</u>一般社団法人キャッシュレス推進協議会)をいいます。</p> <p>(7)「国等」とは、国および事務局を総称していいます。</p>	<p>【改定】</p> <p>実態に合わせた修正</p>
<p>第3条(ポイント付与の要件および方法)</p> <p>1. 利用者は、本サービスの申込期間として<u>事務局または</u>対象決済事業者が定める期間内に、国が定めるマイナポイント利用規約および対象決済事業者が定める方法に従って<u>申し</u>込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスの登録が完了した場合には、第3項に定める付与対象期間において、対象キャッシュレス決済サービスについて対象決済事業者が定める以下<u>の</u>各号に掲げるマイナポイント付与の方法ごとに、以下各号に掲げる行為(以下「対象行為」といいます。)を行ったとき、マイナポイントの付与を受けることができます。なお、マイナポイント利用規約および対象決済事業者が定める方法に従って<u>申し</u>込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスの登録が完了した場合には、原則として、登録した対象キャッシュレス決済サービスを変更することはできません。</p> <p>(2)キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入のための決済額に応じてマイナポイントを付与する方法(ポイント等を発行し、当該ポイ</p>	<p>第3条(ポイント付与の要件および方法)</p> <p>1. 利用者は、本サービスの申込期間として、<u>対象決済事業者が定める期間内に、国が定める</u>マイナポイント利用規約および対象決済事業者が定める方法に従って申込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスの登録が完了した場合には、第3項に定める付与対象期間において、対象キャッシュレス決済サービスについて対象決済事業者が定める以下各号に掲げるマイナポイント付与の方法ごとに、以下各号に掲げる行為(以下「対象行為」といいます。)を行ったとき、マイナポイントの付与を受けることができます。なお、マイナポイント利用規約および対象決済事業者が定める方法に従って申込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスの登録が完了した場合には、原則として、登録した対象キャッシュレス決済サービスを変更することはできません。</p> <p>(2)キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入のための決済額に応じてマイナポイントを付与する方法(ポイント等を発行し、当該ポイ</p>	<p>【改定】</p> <p>文言の平仄合わせ</p>

<p>ント等相当額を金融口座からの引落金額と相殺する方法を含む。その際、ポイント等相当額が引落金額を上回る場合には、消費者の口座に発行したポイント等相当額を付与しても構わない。) 対象キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入を行うこと(キャッシュレス決済サービスのチャージは除く)</p> <p>3.第1項の付与対象期間は、利用者が本サービスの申込みを行った日から、<u>国等が定める期日</u>までの期間をいいます。</p>	<p>ント等相当額を金融口座からの引落金額と相殺する方法を含む。その際、ポイント等相当額が引落金額を上回る場合には、消費者の口座に発行したポイント等相当額を付与<u>することも含む。</u>) 対象キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入を行うこと(キャッシュレス決済サービスのチャージは除く)</p> <p>3.第1項の付与対象期間は、利用者が本サービスの申込みを行った日から、<u>対象決済事業者が定める所定の日</u>までの期間をいいます。</p>	
<p>第4条(ポイント付与ができない場合)</p> <p>1.対象行為が行われた場合であっても、以下各号に掲げる場合には、マイナポイント付与が行われないものとします。なお、国等および対象決済事業者は、以下各号に掲げる場合に該当するおそれがあると判断した場合には、マイナポイントの付与を停止することがあります。</p> <p>(1)システム障害等によりマイナポイントの付与または対象キャッシュレス決済サービスの提供を停止しているときに対象行為が行われた場合</p> <p>(2)マイナポイント付与の上限額を<u>越えている</u>場合(対象行為に係るマイナポイント付与によって上限額を超える場合は、当該超過部分について付与が行われない。)</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>第4条(ポイント付与ができない場合)</p> <p>1.対象行為が行われた場合であっても、以下各号に掲げる場合には、マイナポイント付与が行われないものとします。なお、国等および対象決済事業者は、以下各号に掲げる場合に該当するおそれがあると判断した場合には、マイナポイントの付与を停止することがあります。</p> <p>(1)システム障害、<u>ICチップが内蔵された記憶媒体の不具合</u>等によりマイナポイントの付与または対象キャッシュレス決済サービスの提供を停止しているときに対象行為が行われた場合</p> <p>(2)マイナポイント付与の上限額に<u>達している</u>場合(対象行為に係るマイナポイント付与によって上限額を超える場合は、当該超過部分について付与が行われない。)</p> <p><u>(9)国が定めるマイナポイント利用規約に規定するマイナポイントを付与することができない事由に該当する場合</u></p>	<p>【改定】 実態に合わせた修正</p>
<p>第5条(マイナポイントの付与状況の確認)</p> <p>2.利用者は、付与されたマイナポイントの数量・金額に誤りがあること、付与されるべきマイナポイントが付与されていないことまたは利用者に付与されるべきマイナポイントが第三者に付与されていることを知った場合には、直ちに対象決済事業者はその旨を申し出るものとします。この場合、対象決済事業者は、当該申出に係る数量・金額の誤り等が確認できた場合で、当該誤り等の是正が必要と判断した場合には、速やかに数量・金額の訂正や誤って付与されたポイントの取消等の措置を講ずることとします。</p>	<p>第5条(マイナポイントの付与状況の確認)</p> <p>2.利用者は、付与されたマイナポイントの数量・金額に誤りがあること、付与されるべきマイナポイントが付与されていないことまたは利用者に付与されるべきマイナポイントが第三者に付与されていることを知った場合には、直ちに対象決済事業者はその旨を申し出るものとします。この場合、対象決済事業者は、当該申出に係る数量・金額の誤り等が確認できた場合で、当該誤り等の是正が必要と判断した場合には、速やかに数量・金額の訂正や誤って付与された<u>マイナ</u>ポイントの取消等の措置を講ずることとします。</p>	<p>【改定】 文言の補記</p>
<p>第7条(付与の取消)</p> <p>4.利用者は、利用者が対象キャッシュレス決済サービスに係る加盟店において、取引の取消または当該取引に係る物品等の返品をする</p>	<p>第7条(付与の取消)</p> <p>4.利用者は、利用者が対象キャッシュレス決済サービスに係る加盟店において、取引の取消または当該取引に係る物品等の返品をする</p>	<p>【改定】 実態に合わせた修正</p>

<p>る場合には、使用した対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約等に従うものとし、当該加盟店から現金等による返金を受けてはならないものとします。</p>	<p>場合には、使用した対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約等に従うものとします。</p>	
<p>第8条(不当な取引その他の禁止行為) 2. 利用者は、前項に定める不当な取引のほか、以下の各号に定める取引または行為を行ってはならないものとします。ただし、以下(1)号および(2)号については、マイナポイント利用規約に基づき法定代理人の決済手段に登録する場合は除きます。</p> <p>3. 前二項の定めに違反した場合は、対象決済事業者は、何らの通知または催告を行うことなく、第7条に基づくマイナポイント付与の取消し、当該利用者に付与されたマイナポイントすべての取消しおよび当該利用者のマイナポイントの付与を受けることができる資格の取消しを行うことができるものとします。また、国、事務局、登録決済事業者は、損失が生じた場合には、損失額に相当する金額のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第19条に定める加算金を請求する事ができるものとします。</p> <p>4.第1項および第2項の定めに違反した場合には、対象決済事業者は、対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約等に基づき、対象キャッシュレス決済サービスの利用停止、会員資格等の取消しその他対象決済事業者が定める措置を行うことがあります。</p> <p>5. 不当な取引および第2項に定める取引もしくは行為(以下「不当な取引等」といいます。)やそのおそれが生じたこと、利用規約等もしくは本特約に違反する行為または利用者の責めに帰すべき事由により、対象決済事業者、国または事務局その他第三者に損害が生じた場合には、利用者は、当該損害額に相当する金額を賠償するものとします。</p>	<p>第8条(不当な取引その他の禁止行為) 2. 利用者は、前項に定める不当な取引のほか、以下各号に定める取引または行為を行ってはならないものとします。ただし、以下(1)号および(2)号については、マイナポイント利用規約に基づき法定代理人の決済手段に登録する場合は除きます。</p> <p>3. 前二項の定めに違反した場合は、対象決済事業者は、何らの通知または催告を行うことなく、第7条に基づくマイナポイント付与の取消し、当該利用者に付与されたマイナポイントすべての取消しおよび当該利用者のマイナポイントの付与を受けることができる資格の取消しを行うことができるものとします。また、対象決済事業者は、対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約等に基づき、対象キャッシュレス決済サービスの利用停止、会員資格等の取消しその他対象決済事業者が定める措置を行うことがあります。</p> <p>4. 不当な取引および第2項に定める取引もしくは行為(以下「不当な取引等」といいます。)やそのおそれが生じたこと、利用規約等もしくは本特約に違反する行為または利用者の責めに帰すべき事由により、対象決済事業者、国または事務局その他第三者に損害が生じた場合には、利用者は、当該損害額に相当する金額を賠償するものとします。</p>	<p>【改定】 実態に合わせた修正</p>
<p>第9条(取引等の調査等) 対象決済事業者は、不当な取引等が行われた、またはそのおそれがあると判断した場合に、当該取引等を行った利用者について、ポイントの付与、使用状況や対象キャッシュレス決済サービスの利用履歴や問い合わせ履歴その他不当な取引等の判断に必要な情報を調査します。この場合、対象決済事業者は、利用者に対し、電話、メール、訪問を行う方法その他の方法により不当な取引等の存否等に関する調査を行うことを承諾するものとし、利</p>	<p>第9条(取引等の調査等) 対象決済事業者は、不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用が行われた、またはそのおそれがあると判断した場合に、当該取引等を行った利用者について、マイナポイントの付与、使用状況や対象キャッシュレス決済サービスの利用履歴や問い合わせ履歴その他不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用の判断に必要な情報を調査します。この場合、対象決済事業者は、利用者に対し、電話、メール、訪問</p>	<p>【改定】 実態に合わせた修正</p>

<p>利用者は、対象決済事業者からの問い合わせに応じること、不当な取引等を行ったか否かに関する必要な回答をすることその他対象決済事業者による調査に対して必要な協力を行うものとし、</p>	<p>を行う方法その他の方法により不当な取引等 <u>またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用</u>の存否等に関する調査を行うことを承諾するものとし、利用者は、対象決済事業者からの問い合わせに応じること、不当な取引等 <u>またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用</u>を行ったか否かに関する必要な回答をすることその他対象決済事業者による調査に対して必要な協力を行うものとし、</p>	
<p>第10条(不当な取引等における事務局等への届出・通知等) 利用者は、不当な取引等を行い、またはそのおそれがあると対象決済事業者が判断した場合、対象決済事業者が国または事務局に、以下の各号に掲げる事項を届け出ること、ならびに届け出された情報が国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先に対して、マイナポイントの付与等本事業の遂行および不当な取引等の防止のために提供されることを承諾します。</p>	<p>第10条(不当な取引等における事務局等への届出・通知等) 利用者は、不当な取引等 <u>またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用</u>を行い、またはそのおそれがあると対象決済事業者が判断した場合、対象決済事業者が国または事務局に、以下各号に掲げる事項を届け出ること、ならびに届け出された情報が国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先に対して、マイナポイントの付与等本事業の遂行および不当な取引等の防止 <u>またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用の防止</u>のために提供されることを承諾します。</p>	<p>【改定】 実態に合わせた修正</p>
<p>第11条(利用停止等) 1. 対象決済事業者は、以下各号のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に対して何らの通知または催告を行うことなく、マイナポイント付与の停止もしくは対象キャッシュレス決済サービスの提供の全部または一部の停止または中断をすることができるものとし、 (2)地震、落雷、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスまたは対象キャッシュレス決済サービスの提供ができな <u>くな</u> った場合</p>	<p>第11条(利用停止等) 1. 対象決済事業者は、以下各号のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に対して何らの通知または催告を行うことなく、マイナポイント付与の停止もしくは対象キャッシュレス決済サービスの提供の全部または一部の停止または中断をすることができるものとし、 (2)地震、落雷、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスまたは対象キャッシュレス決済サービスの提供ができな <u>い</u> 場合</p>	<p>【改定】 文言の修正</p>
<p>第13条(本特約の改定) 2. 対象決済事業者は、<u>付与</u>対象期間中に、必要に応じて、本特約および本サービスの内容を変更できるものとし、また、本特約および本サービスの内容の変更は、WEBサイト上への公表その他対象決済事業者所定の変更手続を履践した場合に効力を生ずるものとし、</p>	<p>第13条(本特約の改定) 2. 対象決済事業者は、<u>本サービスの</u>対象期間中に、必要に応じて、本特約および本サービスの内容を変更できるものとし、また、本特約および本サービスの内容の変更は、WEBサイト上への公表その他対象決済事業者所定の変更手続を履践した場合に効力を生ずるものとし、</p>	<p>【改定】 実態に合わせた修正</p>
<p>第14条(情報提供) 2. 利用者は、対象決済事業者が、国、<u>事務局</u>、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先に対し、<u>本事業</u>の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定および不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために、前項2号に定</p>	<p>第14条(情報提供) 2. 利用者は、対象決済事業者が、国、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先に対し、<u>本事業</u>の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定および不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために、前項2号に定める事項につい</p>	<p>【改定】 文言の修正</p>

<p>める事項について提供することを承諾します。また、利用者は、対象決済事業者が本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定および不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために必要な範囲内で、国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先から利用者の個人関連情報(取引を特定するためのID等、マイナポイントの付与履歴等)を取得し、個人データとして利用することに同意するものとします。</p>	<p>て提供することを承諾します。また、利用者は、対象決済事業者が本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定および不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために必要な範囲内で、国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先から利用者の個人関連情報(取引を特定するためのID等、マイナポイントの付与履歴等)を取得し、個人データとして利用することに承諾するものとします。</p>																					
<p>【別紙】 1.本特約第3条第1項および第5項に定める「申込期間」「申込方法」「マイナポイント付与の方法」は、以下の通りとします。 (1)本サービスの申込期間 2020年7月1日から国等が定める期日まで</p>	<p>【別紙】 1.本特約第3条第1項および第5項に定める「申込期間」「申込方法」「マイナポイント付与の方法」は、以下の通りとします。 (1)本サービスの申込期間 2020年7月1日から2023年2月28日まで</p>	<p>【改定】 施策実施期間の更新</p>																				
<p><新設></p>	<p><u>3.本特約第3条第3項に定める付与対象期間は、以下の通りとします。</u> <u>本サービスの申込みを行った日から、2023年2月28日まで</u></p>	<p>【改定】 ポイント付与の対象期間の明示</p>																				
<p><u>3.本特約第3条第4項に定めるマイナポイント付与の最小単位は、以下の通りとします。</u></p>	<p><u>4.本特約第3条第4項に定めるマイナポイント付与の最小単位は、以下の通りとします。</u></p>	<p>【改定】 条ズレの対応</p>																				
<p><u>4.本特約第3条第6項に定めるマイナポイントの付与時期は、原則、対象行為から3日頃迄とします。なお、3円以下の前払の場合は、以下に定める期日までに、累計した25%の割合のマイナポイントとして、nanacoポイントを付与します。但し、累計後の端数分は切り捨てとなります。</u></p> <table border="1" data-bbox="124 1451 687 1630"> <thead> <tr> <th>前払を行った期間</th> <th>付与時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020年7月1日から2021年3月末日まで</td> <td>2021年4月末日まで</td> </tr> <tr> <td>2021年4月1日から2021年9月末日まで</td> <td>2021年11月末日まで</td> </tr> <tr> <td>2021年10月1日から2021年12月末日まで</td> <td>2022年2月末日まで</td> </tr> <tr> <td>2022年1月1日から2023年3月末日まで</td> <td>2023年5月末日まで</td> </tr> </tbody> </table>	前払を行った期間	付与時期	2020年7月1日から2021年3月末日まで	2021年4月末日まで	2021年4月1日から2021年9月末日まで	2021年11月末日まで	2021年10月1日から2021年12月末日まで	2022年2月末日まで	2022年1月1日から2023年3月末日まで	2023年5月末日まで	<p><u>5.本特約第3条第6項に定めるマイナポイントの付与時期は、原則、対象行為から3日頃迄とします。なお、3円以下の前払の場合は、以下に定める期日までに、累計した25%の割合のマイナポイントとして、nanacoポイントを付与します。但し、累計後の端数分は切り捨てとなります。</u></p> <table border="1" data-bbox="715 1451 1278 1630"> <thead> <tr> <th>前払を行った期間</th> <th>付与時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020年7月1日から2021年3月末日まで</td> <td>2021年4月末日まで</td> </tr> <tr> <td>2021年4月1日から2021年9月末日まで</td> <td>2021年11月末日まで</td> </tr> <tr> <td>2021年10月1日から2021年12月末日まで</td> <td>2022年2月末日まで</td> </tr> <tr> <td>2022年1月1日から2023年2月28日まで</td> <td>2023年3月21日まで</td> </tr> </tbody> </table>	前払を行った期間	付与時期	2020年7月1日から2021年3月末日まで	2021年4月末日まで	2021年4月1日から2021年9月末日まで	2021年11月末日まで	2021年10月1日から2021年12月末日まで	2022年2月末日まで	2022年1月1日から2023年2月28日まで	2023年3月21日まで	<p>【改定】 ポイント付与時期の明示</p>
前払を行った期間	付与時期																					
2020年7月1日から2021年3月末日まで	2021年4月末日まで																					
2021年4月1日から2021年9月末日まで	2021年11月末日まで																					
2021年10月1日から2021年12月末日まで	2022年2月末日まで																					
2022年1月1日から2023年3月末日まで	2023年5月末日まで																					
前払を行った期間	付与時期																					
2020年7月1日から2021年3月末日まで	2021年4月末日まで																					
2021年4月1日から2021年9月末日まで	2021年11月末日まで																					
2021年10月1日から2021年12月末日まで	2022年2月末日まで																					
2022年1月1日から2023年2月28日まで	2023年3月21日まで																					
<p><u>5.本特約第4条第1項第7号に掲げる事項については、特に定めはありません。</u></p>	<p><u>6.本特約第4条第1項第8号に掲げる事項については、特に定めはありません。</u></p>	<p>【改定】 条ズレの対応</p>																				
<p><u>6.本特約第5条第1項の「マイナポイントの利用状況に関する事項で対象決済事業者所定の事項」および「対象決済事業者所定の方法」は、以下のとおりとします。</u></p>	<p><u>7.本特約第5条第1項の「マイナポイントの付与状況に関する事項で対象決済事業者所定の事項」および「対象決済事業者所定の方法」は、以下のとおりとします。</u></p>	<p>【改定】 文言の修正</p>																				
<p><u>7.本特約第6条第2項に定める有効期間は、nanacoポイントサービス特約に定める有効期間に従います。</u></p>	<p><u>8.本特約第6条第2項に定める有効期間は、nanacoポイントサービス特約に定める有効期間に従います。</u></p>	<p>【改定】 条ズレの対応</p>																				

<p>8. 本特約第 13 条第 2 項に定める対象決済事業者所定の変更手続は、利用規約等に基づく変更手続に従うものとします。</p>	<p>9. 本特約第 13 条第 2 項に定める対象決済事業者所定の変更手続は、利用規約等に基づく変更手続に従うものとします。</p>	<p>【改定】 条ズレの対応</p>
<p>9. 利用者がマイキーID を設定し、電子マネー「nanaco」を選択して本サービスを申し込んだ後、会員番号、パスワードまたは携帯端末等を盗難および紛失等した場合には、nanaco 会員規約に従うものとします。ただし、マイナンバーカードやマイキーID、パスワードの紛失等については、別途国の定めに従ってください。</p>	<p>10. 利用者がマイキーID を設定し、電子マネー「nanaco」を選択して本サービスを申し込んだ後、会員番号、パスワードまたは携帯端末等を盗難および紛失等した場合には、nanaco 会員規約に従うものとします。ただし、マイナンバーカードやマイキーID、パスワードの紛失等については、別途国の定めに従ってください。</p>	<p>【改定】 条ズレの対応</p>
<p>10. 本特約第 16 条に定める問い合わせは、以下の通りとします。</p>	<p>11. 本特約第 16 条に定める問い合わせは、以下の通りとします。</p>	<p>【改定】 条ズレの対応</p>